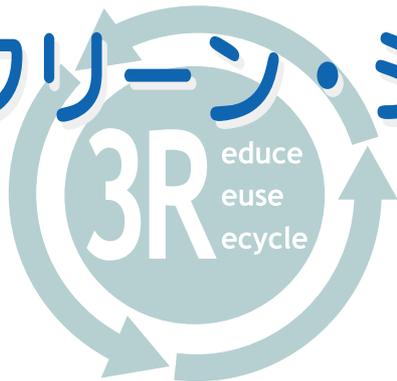




クリーン・ジャパン・ニュースレター

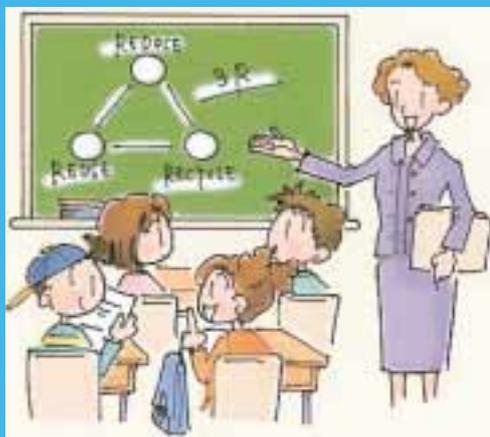


2008年6月発行

No.22

CJC 財団法人 クリーン・ジャパン・センター

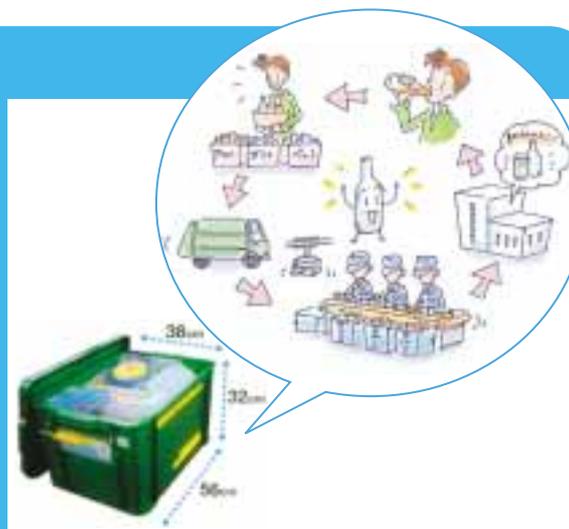
「3R学習支援」の紹介



リサイクル(3R)授業を行える講師を紹介



リサイクル(3R)を見学可能な工場、スーパーマーケットの紹介



3R学習(容器包装リサイクル)教材の貸出

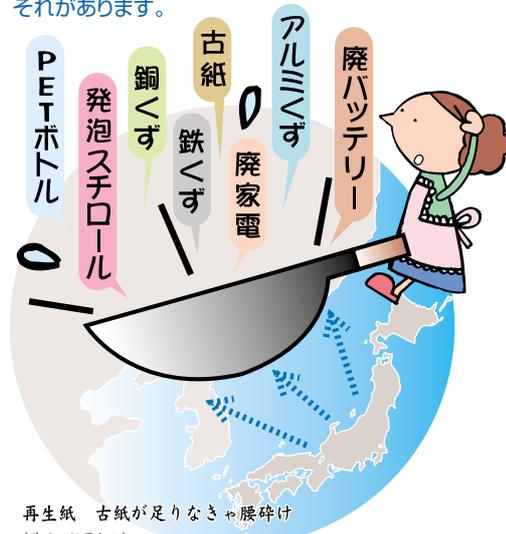
CONTENTS

- CJCトピックス 2
 - 当センターの会長・副会長の交代がありました。..... 2
 - リサイクル(3R)学習支援リニューアル 2
 - 平成20年度 第13回「リサイクル技術開発本多賞」募集 2
を7月に開始します。
 - 平成20年度リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等 2
表彰の実施について
 - 平成20年度「3R先進事例発表会」及び 2
「資源循環技術システム表彰表彰式」開催
 - CJCが平成19年度に実施した調査研究事業報告書等について 3
- 行政・政策動向 4
- 3R実施状況 7
- お知らせ 8

日本の八宝菜(滓) どころか八宝財

日本から古紙、廃プラスチックなどの使用済みの製品、容器包装や金属くず等がどんどんアジアに流れています。

このままでは、国内のリサイクルが空洞化するおそれがあります。



再生紙 古紙が足りなや腰砕け
(港区 紙屋さん)

分別に またうちに来いと 祈りこめ
(中野区 国産主義者さん)

当センターの会長・副会長の交代がありました。

6月23日(月)に開催された当センター理事会において、三村明夫会長、川原理事長が退任され、新しい会長に宗岡副会長が昇任するとともに、副会長及び理事長が次のとおり選任されました。

会長 宗岡 正二 (新日本製鐵株式会社代表取締役社長)
副会長 今久保 哲大 (スチール缶リサイクル協会理事長)
理事長 小島 襄 (財団法人クリーン・ジャパン・センター)

リサイクル(3R)学習支援リニューアル

センターでは、平成12年度以降、小・中学校での「社会科」「総合的な学習の時間」等の授業を支援するために、リサイクル(3R)学習に役立つ教材の提供や講師派遣等の様々なモデル事業を続け、このような活動が市民、事業者、事業者団体、自治体等に広がるよう務めてきました。現在、所期の目的通りこの活動の輪が広まり、多くの主体が支援活動を行っています。そこでセンターは、このような輪が更に広がること並びに小・中学校へこれらの情報を提供することを目的として、講師派遣、工場見学の受入を実施している市民、事業者、事業者団体、自治体等をホームページで積極的に紹介して行くこと、また、一般には容易に入手できない原料、商品、再生品等のサンプルからなる「3R学習(容器包装リサイクル)教材」を積極的に貸出して行くことにしました。

これらの内容は、以下のホームページでご覧頂けます。

●3R講師紹介

<http://www.cjc.or.jp/support/kousi/index.html>



- 3R講師紹介(旧経済産業省委託事業で活躍の皆さん)
- 3R推進団体の講師紹介(学校等を訪問し、出前講座を行っている団体の紹介)

- 地方自治体の講師紹介(各地方自治体の講師派遣制度の紹介)

●3R体験事業所紹介

<http://www.cjc.or.jp/support/3r/index.html>



- 小・中学校等のリサイクル関連の工場見学を受け入れている事業所の紹介

●3R学習教材の紹介(貸出)

<http://www.cjc.or.jp/support/kyouzai/index.html>



- 各品目のリサイクルの流れが、原料、商品、再生品等のサンプルで分かり、目で見て手で触って実感できる

教材(紙製容器包装、プラスチック製容器包装、PETボトル、アルミ缶、スチール缶、ガラスびん)

なお、従来通り「小学生のための環境リサイクル学習ホームページ」「中学生のための環境リサイクル学習ホームページ」も維持管理していきます。

また、「3R情報交流ホームページ(運営者:3R推進協議会)」の「3R関連資料を探す」コーナーでも3R学習に役立つたくさんの教材・冊子・制度等(国、県、市 他)を紹介していますのでご参照下さい。

平成20年度 第13回「リサイクル技術開発本多賞」募集を7月に開始します。

「リサイクル技術開発本多賞」は、長年、廃棄物リサイクルの分野に携わってこられた、元・大阪市立大学工学部教授 故本多淳裕先生(元(財)クリーン・ジャパン・センター参与)が、自らの著書出版印税を3R関連開発に従事する研究者・技術者等へ提供し、研究及び技術開発を奨励する制度として提案なされ平成8年度に設立された表彰制度です。

3Rに係る研究・技術開発に従事される研究者・技術者の皆様のご応募をお待ちしております。

募集内容	公募(本人の申請)により報文を募集します。
(1) 募集期間(予定)	: 平成19年7月中旬~9月中旬
(2) 提出書類	: 申請書、当該報文、関連資料一式

公募案内は、(財)クリーン・ジャパン・センターのホームページ(<http://www.cjc.or.jp/>)「CJCからのお知らせ」に、7月に掲載予定です。

平成20年度リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰の実施について

(リデュース・リユース・リサイクル推進協議会)

～表彰式は10月21日に行います～

リデュース・リユース・リサイクル推進協議会(会長:慶應義塾大学経済学部教授 細田衛士氏、事務局:財団法人クリーン・ジャパン・センター、財団法人日本環境協会)では、今年度も「リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰」を実施します。

この表彰は、3R活動で顕著な実績を挙げている個人・グループ・

学校・事業所等を表彰・奨励することを目的に、平成4年から毎年実施しているものです。

5月上旬に協議会会員団体・主要自治体等に候補の推薦を依頼したところ、全国から多数のご応募をいただきました。推薦案件については今後、審査委員会で厳正な審査を行い、受賞者を決定します。

表彰式は、3R推進月間に合わせ、10月21日(火) 東京・霞ヶ関の東海大学校友会館で挙げる予定です。

平成20年度「3R先進事例発表会」及び「資源循環技術・システム表彰表彰式」開催

財団法人クリーン・ジャパン・センター(CJC)では、平成20年度「3R先進事例発表会」及び「資源循環技術・システム表彰表彰式」を例年通り10月9日(木) 科学技術館サイエンスホール(東京)

にて開催いたします。

プログラム詳細は後日確定次第案内いたします。多数の皆様のご参加をお待ちしております。

CJCが平成19年度に実施した調査研究事業報告書等について

センターでは、各種事業を行っておりますが、次の表は、平成19年度に実施した調査研究報告書及び発行した翻訳書、データ集の概要をまとめたものです。

主要な調査については、次回以降に紹介いたします。

いずれも当センターの情報センターにおいて、閲覧いただけます。

また、入手を希望される場合は、センターHP「CJC制作物」の「CJC調査研究報告書送付申込要領」をプリントアウトしてお申し込み下さい。報告書は有償のものと無償のものがあります。また送料は申込者ご負担となっております。

なお、在庫に限りがございます。在庫切れの場合はご容赦下さい。

平成19年度CJC調査研究報告書等の概要

事業名	概要
「民間施設を活用したごみ焼却灰のリサイクルに関する調査研究」 (競輪補助事業)	都市ごみの最終処分量の過半を占める焼却残さ(ごみ焼却灰)について、全国の主要な自治体を選定し、その発生・処分・再資源化・有効利用の実態を調査するとともに、セメント工場、溶融施設、ごみ焼却灰を受け入れている民間施設の再資源化・有効利用の実態を把握し、その上で民間施設のさらなる活用による効率的な処理システムの構築に向けての条件、シナリオ等を整理した。
「EU廃棄物輸送規則(仮訳)」翻訳書 (競輪補助事業)	先進国から途上国への有害廃棄物の輸出が問題となっている。欧州連合(EU)が2006年に制定した廃棄物の輸送に関する規則および附則を仮訳した。 附則では、EUからOECD非加盟国に非有害なリサイクル資源を輸出する際の詳細規定として、国別に(a)輸出が禁止される品目、(b)事前通告および同意が必要な品目、(c)相手国に管理規則が無い品目、(d)相手国の法律に基づく管理手順が義務付けられる品目、を定めるなど、望まない廃棄物の受け入れから途上国を保護する方策が盛り込まれている。
「日本のマテリアルバランス2005」 (最新版)(競輪補助事業)	資源の有効利用と3R推進の基礎データとして、我が国の「資源投入」「財生産」「財消費」「リサイクル・処分」までの一連の物質フローを一般公開されているさまざまな統計データを使用して算出し、また、これらの経年推移も分かり易くグラフで表示した。 なお、2008年3月現在、日本の廃棄物の排出・処理等に関する統計(環境省公表)は2005年度のデータが最新なので、これに合わせて本マテリアルバランスは、2005年度または2005年の統計データを使用して算出した。
高度資源循環技術の開発状況の調査報告書(高付加価値リサイクル技術の開発状況調査)「NMRを活用した高度リサイクル技術の開発状況調査」 (競輪補助事業)	物質・分子の構造解析ができる画期的な装置であるNMR(核磁気共鳴)は、他の測定法では困難とされる、廃棄物の焼却残渣やスラグ、石灰灰などの非晶質材料に含まれる元素やその結合状態といった構造分析が可能だが、これまで3R分野では、NMRを本格的に活用した例は少ないため、3R分野におけるNMR装置が活用されている事例や、NMRの特性を活かした3R技術への適用可能性について調査・検討をした。
「3Rシステム化可能性調査事業」 I. 運営委員会報告 II. 商品品目(経済産業省所管)に関する3Rの進捗状況調査 (経済産業省委託事業)	平成19年度に経済産業省から委託を受けて企業等が実施した調査研究(9テーマ)について、センター内に設置した運営委員会にて行った指導・評価内容をとりまとめた。 また、今後3Rシステム化を図っていくべき品目を明らかにするため、「日本標準商品分類」の分類に沿って経済産業省所管の74商品品目に関する商品特性と3R進展状況を整理し、3Rシステム化の必要な商品品目と今後の課題を抽出した。
平成19年度資源有効利用推進調査 -副産物(産業廃棄物・有価発生物) 状況調査(経済産業省委託事業)	製造業、電気業、ガス業から発生する副産物(産業廃棄物・有価発生物)について、その発生、中間処理減量、再資源化、最終処分等の状況を事業者団体、事業者の協力を得て調査し、把握するとともに、評価検討を行うため産業連関分析、副産物の取引状況等の解析及び副産物製品の調査を行った。
揮発性有機化合物(VOC)リサイクル技術に関する調査研究 (機械システム振興協会委託事業)	わが国の大気へのVOC総排出量の約70%を占める「溶剤系VOC」を対象として、①VOC排出施設の現状、②VOC回収・再資源化技術(装置)の現状と課題、③今後開発すべきVOC回収・再資源化技術(装置)の要求仕様等について調査研究を行った。 溶剤は、塗料・接着剤等の溶解、希釈や金属・半導体等の洗浄に使用され、その年間使用量(消耗量)は約230万トンと推定されており、このうち約半分にあたる120万トンがVOCとして大気に放散されている。従来のVOC排出抑制技術は焼却が主体であり、資源の有効利用と温室効果ガス排出抑制の観点から今後は回収・再資源化(リサイクル)に重点を移すべきと考える。 今後の課題として次の提言を行っている。 ・単一溶剤の回収メリットのPRによるVOCの回収・再利用の普及促進 ・回収溶剤の再利用支援のための社会システムの構築

行政・政策動向

2008年版の環境・循環型社会白書の発行

政府は6月3日、2008年版の環境・循環型社会白書を閣議決定しました。地球温暖化問題に重点を置き、7月の北海道洞爺湖サミット議長国として決意を表明。先進国の排出削減努力、環境と経済の両立を図る開発途上国への支援策など、温室効果ガス削減の次期枠組みづくりに取り組む姿勢が強調されています。また、「循環型社会の構築に向

け転換期を迎えた世界と我が国の取組」では、本年3月に閣議決定された第2次循環型社会形成推進基本計画の内容に沿って、「地域循環圏」や低炭素・自然共生社会づくりとの連携について記載しています。
<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=9792>

産業構造審議会環境部会「産業と環境小委員会」が当面実施すべき措置及び今後の推進方策をとりまとめました。

経済産業省では、産業構造審議会環境部会「産業と環境小委員会（委員長：石谷久慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科教授）」を、6月2日に開催し、これまでの審議内容を整理し、「環境を『力』にするビジネス」成長戦略について、当面実施すべき措置及び今後の推進方策をとりまとめました。同小委員会では、これらの検討成果等を受け、来春に中間報告をとりまとめる予定です。

資源のリサイクルや省エネ化など企業の環境対応を促す推進策をまとめたもので、レアメタル（希少金属）などの資源回収促進や環境力

評価の導入などを盛り込んだほか、商品への二酸化炭素（CO₂）排出量の表示を2009年度から試験的に実施することも正式に打ち出しています。

資源回収促進では、電機や自動車メーカーにリサイクルに配慮した製品設計を求めていくほか、製造工程で無駄に排出している廃棄物の価値を算出して開示する環境会計の導入などを検討することとしています。

<http://www.meti.go.jp/press/20080602008/20080602008.html>

欧州化学品規制REACHが6月1日から本格施行しました。

昨年6月1日に施行された欧州化学品規制REACHが、6月1日から本格的に始動し、既存化学物質に対する予備登録の受け付けが始まりました。

また、認可候補物質の選定も詰めを迎えます。

化学物質だけでなく、その使用製品を含む全産業規模を対象とした規制として、わが国産業にも大きな影響が出る可能性があります。

なお、(社)日本化学工業協会では、REACHに関するwebサイトを開設しています。

ECHA (European Chemicals Agency : 欧州化学品庁)

http://echa.europa.eu/home_en.asp

日本化学工業協会

<http://www.nikkakyo.org/reach/>

農林漁業バイオ燃料法が成立しました。

国産バイオ燃料の製造と原料生産を支援する「農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律案」（農林漁業バイオ燃料法）が、5月21日に成立しました。燃料の製造業者と非主食用農産物などの原料生産者が共同で事業展開する場合に、製造設備の固定資産税を3年間にわたり半分に減らす等の措置が講じられ、それにより、製造業者と生産者の安定的な原料取引を促進し、農業振興とエネルギー供給源の多様化につなげることが意図されています。

施行は本年10月1日の予定です。

この法律において「農林漁業有機物資源」とは、農林水産物及びその生産又は加工に伴い副次的に得られた物品のうち、動植物に由来する有機物であって、エネルギー源として利用することができるものをいい、また「バイオ燃料」とは、農林漁業有機物資源を原材料として製造される燃料（単なる乾燥又は切断その他の主務省令で定める簡易な方法により製造されるものを除く。）をいいます。

主要国首脳会議（G8サミット）に先立ち神戸でG8環境大臣会合

G8環境大臣会合が、主要国首脳会議（G8サミット）に先立ち、5月24～26日に神戸で開催されました。G8と欧州委員会の環境担当閣僚が一堂に会し、主な環境問題について意見交換を行いました。

本会合では鴨下環境大臣が議長を務め、「気候変動」、「生物多様性」、「3R」について議論が行われました。その成果は、議長総括（Chair's Summary）としてとりまとめられました。また、G8各国の間で「神戸・生物多様性のための行動の呼びかけ」及び「神戸3R行動計画」の2つの文書に合意しました。

3Rに関しては、鴨下一郎環境相は、国際的な循環型社会の構築に向けて各国独自の取り組みマダ違法な廃棄物の輸出入を禁止したバーゼ

ル条約の順守▽循環資源の輸出入の円滑化▽途上国の能力開発に向けた連携—の4点を柱とする考えを示した上で、日本の取り組みとして、各国のニーズに応じた廃棄物の適正処理への支援や有害廃棄物の不法な越境移動の防止などを掲げた「新・ゴミゼロ国際化行動計画」を発表しました。

また、世界で年間約4、5兆枚が廃棄されているとされるレジ袋の削減についても、日本、中国、韓国が連携して世界各国に呼び掛けることを提案しました。

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=9764>

土壌環境施策に関するあり方懇談会報告の取りまとめについて（3月31日）

環境省では、土壌汚染に関する現状を把握し、それを踏まえて土壌汚染対策の新たな施策のあり方の検討を行うため、「土壌環境施策に関するあり方懇談会」を昨年6月に設置後これまで8回にわたり開催し

土壌汚染をめぐる現状把握や課題の整理検討を進め、今後の土壌環境施策のあり方について議論し、報告を取りまとめ公開しています。

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=9560>

環境物品等の調達を促進するための方針の公表について（4月1日）

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）第7条第1項の規定に基づき、平成20年度における環境省の環境物品等の調達の推進を図るた

めの方針（以下「調達方針」という。）を定め、同条第3項の規定に基づき、公表されています。

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=9561>

「建設リサイクル推進計画2008」の策定について（4月24日）

国土交通省は、平成19年3月にとりまとめた「建設リサイクル推進に係る方策」を受け、建設リサイクルの推進に向けた基本的考え方、目標、具体的施策をとりまとめた「建設リサイクル推進計画2008」を策定したものを公表しています。本計画は、すべての関係者の意識の向上と連携強化が求められるという考えのもと、国、地方公共団体の

みならず民間が行う工事も対象としています。

<http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha08/00/000423.html>

なお、国土交通省のリサイクル関係ホームページURLは次の通りです。

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/common/inner/_02.jpg

■改正容器包装リサイクル法施行1年における全国でのレジ袋削減に係る取組状況について(4月30日)——

事業者の取組を大別すると、レジ袋を削減するために有料化手法を導入している場合と有料化以外の手法を採用している場合があります。

有料化している場合を自治体の関与の度合いで見ると、条例化により実施している場合、自主協定を締結して実施している場合及び地方自治体からの協力要請に応じて実施している場合があり、一方、有料化以外の手法を採用している場合では、行政が主体となって地域通貨(エコマネー)制や地域ポイント制を導入している場合の他、事業者と自

主協定を締結し主体的な取組を促進している場合があります。その他、有料化、有料化以外を問わず都道府県全体で事業者や市町村の取組を支援して、レジ袋の削減を図ろうとしている場合(愛知県、兵庫県、神奈川県、鳥取県)があります。

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=9647>

本件に関連し経済産業省ホームページが4月1日更新されています。
<http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/rejubukuro/main.html>

■自動車の最終所有者による使用済自動車の処理状況の確認システムの稼働について(4月30日)——

財団法人自動車リサイクル促進センターでは、最終所有者が使用済自動車として引取業者に引き渡した以降、自ら引き渡した使用済自動車が適切に処理されているかどうかを自らが確認できるよう、各工程別(引取・フロン回収・解体・破碎)の処理状況をパソコン上で閲覧

できる新しい機能「使用済自動車処理状況検索機能」を追加し、平成20年5月6日から同財団ホームページにおいて提供しています。

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=9648>

■国等の機関によるグリーン購入の実績及びその環境負荷低減効果等について(5月1日)——

国等による調達実績は高い水準を維持しており、平成18年度のグリーン購入の取組によって、8万9千5百トンのCO₂排出削減が達成されたものと試算されました。また、市場における環境物品の占有割合は

全体的に広がっており、特に、文具類については、国等の機関のグリーン購入による効果が顕著に現れていると評価しています。

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=9653>

■古紙偽装問題に係る特定調達品目検討会とりまとめ(5月15日)——

国等による環境物品等の調達の推進に関する法律(グリーン購入法)に基づき、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に定める特定調達品目及びその判断の基準等の見直しを適切に行うために、本年1月に発覚した古紙偽装問題に係る実態把握、原因究明を行い、グリーン購入入制度の問題点及び今後の対応等について、特定調達品目検討会でのとりまとめパブリックコメントを6月4日まで実施しました。検討課題は、右記の6つです。

- ・今回の古紙偽装に関する全貌の解明
- ・国等における古紙利用のあり方(紙類に係る新たな判断の基準等の検討)
- ・グリーン購入制度に係る問題点及び今後の推進方策
- ・再生紙の考え方
- ・古紙パルプ配合率の確認・検証方策
- ・古紙利用技術や古紙資源の実状

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=9700>

■食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等実施率に係る測定方法ガイドラインについて(5月14日)——

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年、通称は食品リサイクル法)で、食品関連事業者は、食品廃棄物等の発生量や食品循環資源の再利用量の状況等を適切に把握し記録する必要があります

ます。その具体的な把握方法等を示したものです。

http://www.env.go.jp/recycle/food/03_law.html

■「資源有効利用促進法」に関する経済産業省ホームページが更新されています。(4月14日)——

パソコンリサイクルに関連する更新です。

http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/admin_info/law/02/index04.html

■政令指定都市で「ごみの有料化」——

政令指定都市である新潟市及び仙台市では、家庭ごみの削減を図るため、ごみ収集の有料化が本年中にスタートします。

また、札幌市では、来年7月からの実施をにらんで「廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例案」が5月の定例市議会に提

出されました。

なお、このほか神戸市では、平成20年11月から「家庭系ごみの指定袋制度」を導入するとともに、粗大ごみ(材質にかかわらず45リットルのポリ袋に入らないもの)についても有料化が開始されます。

	条例改正	有料となるごみ	実施時期
新潟市	市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例(平成19年6月可決)	資源は無料、ごみは有料 10種13分別によるリサイクルの推進	平成20年6月
仙台市	家庭ごみ等の受益者負担制度(有料化) (平成19年10月条例案可決)	家庭ごみ・プラスチック製容器包装 ※缶・びん・ペットボトル等無料収集	平成20年10月
札幌市	市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例案(本年5月市議会に提案)	札幌市一般廃棄物処理基本計画に基づき、資源物などを除いた家庭廃棄物に係る清掃手数料について定める	来年7月から

■横浜市のごみ分別違反者に罰則を科す制度がスタート——

横浜市は昨年9月に、「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」を改正し、ごみを正しく分別せずに排出した市民や事業者を特定後、口頭で指導。改善が見られなければ勧告を経て命令書を出し、その後1年以内に再び違反した場合には2000円の過料

を科す規定を設けました。5月1日から過料徴収の規定が施行されました。

条例

http://www.city.yokohama.jp/me/pcpb/kankyo/pdf/kaisei_zyourei.pdf

■イオン株式会社等の食品循環資源の再生利用事業計画(リサイクル・ループ)の認定——

環境省、農林水産省及び経済産業省は、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第19条第1項に基づき、イオン株式会社、有限会社ブライトピック千葉及び有限会社ブライトピックより申請のあった再生利用事業計画について、平成20年5月30日付けで認定しました。

本認定制度は、食品循環資源の再生利用を促進するため、食品循環資源の排出事業者である食品関連事業者が、再生利用業者及び農林漁業者と連携して、自らが排出する食品循環資源を肥料や飼料に再生利用し、これを利用して生産された農作物を一定以上引き取って自らが

販売する、いわゆるリサイクル・ループを形成する再生利用事業計画を作成し、これを国が認定した場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に係る特例措置を設ける制度です。

イオン株式会社の事業計画は、千葉県下で経営するジャスコ（17店舗）及びマックスバリュ（8店舗）の全店舗で発生する食品残さを、有限会社ブライトピック千葉で飼料化します。この飼料を使い、有限会

社ブライトピック千葉及び有限会社ブライトピックにて肥育した豚の肉の全てを、ジャスコ及びマックスバリュで販売するものです。

イオン

<http://www.aeon.info/ICSFiles/afieldfile/2008/05/30/080530R.pdf>

東京都杉並区が「レジ袋有料化等の取組の推進に関する条例」を制定

東京都の杉並区は、レジ袋有料化等の取組を推進するため、「レジ袋有料化等の取組の推進に関する条例」を制定し、4月1日から施行しました。

対象事業所は、食料品等販売業の許可を受けた事業所等で、前年度のレジ袋の使用枚数が20万枚以上で、規則で定める目標に達していない事業所です。対象事業所を有する事業者は「レジ袋多量使用事業者」として、目標達成のための「計画書」の作成、実施状況の「報告書」の作成、「概況確認書」の作成の義務があります。

一方、区は、レジ袋多量使用事業者への指導及び助言、立入調査を

行うことができます。

また、計画書の未提出、立入調査を拒んだ事業所に対しては「勧告」、正当な理由なく勧告に従わない事業者（違反者等）の「公表」を行うことができることとなっています。

なお、平成14年3月、全国に先駆けてレジ袋削減のために制定したものの、実際には条例の施行されなかった「すぎなみ環境目的税（レジ袋税）条例」は廃止になりました。

http://www.gikai.city.suginami.tokyo.jp/pdf/2008/20-1_gian7.pdf

愛知県 「再生資源の適正な活用に関する要綱」を策定 7月から審査開始

リサイクル製品について、販売開始前に安全性を審査する事前審査制度を盛る—

この制度は、愛知県が全国に先駆けて実施するもので、事業者が産業廃棄物や製造過程で生じる副産物を原材料として再生品を製造し、販売する際に、事前に県が届出を受け、環境安全性を審査するというものです。

対象となるのは、県内で発生・製造された再生資源として販売される産廃、製品の製造・加工過程で生じる副産物や産廃や副産物を原材料とするリサイクル製品です。

販売業者は販売開始の30日前までに県に届け出ます。ただし古紙や空き瓶などリサイクルシステムが幅広く定着しているケースや、業界団体の自主環境指針に従って作られた製品などは、届け出の対象外としています。

県はサンプリング検査などで環境安全性を審査し、問題がなければ販売を許可します。有害とされた場合は業者に指導を行い、問題が改善されない場合、廃棄物として扱います。指導に従わないなど悪質な業者に対しては廃棄物処理法に基づく処分を検討するとしています。

<http://www.pref.aichi.jp/0000014523.html>

三重県 産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例（仮称）の制定に向けた検討

三重県環境審議会では、現行の産業廃棄物に関する制度や監視体制だけでは十分に対応できない課題を解消し、県民の安全で安心な暮らしを確保するため、産業廃棄物の適正な処理を推進することを目的とした条例のあり方について、審議がなされています。

産業廃棄物部会が新たな県条例の制定に向けての最終報告案をまとめ、6月の同審議会に報告して知事に答申する運びとなっています。

最終報告案では、

- ・産廃の保管場所について、排出事業者が産廃の種類や量、保管方法などについて事前の届け出や報告など一定の義務を課し、違反した場合の罰則を設ける。

- ・県外の排出事業者が有害物質を含む産廃を県内に搬入する際も、20日前までに届け出ることとする。
- ・収集運搬業者や処分業者には、過去一年の処理状況の報告を義務化。報告内容を公表し、周辺住民の不安解消を図る。
- ・所有地等を他の者に使用させる、又は管理させる場合の土地所有者等にも土地の使用状況の確認や、不正を知った場合の通報など注意義務を設ける。

<http://www.eco.pref.mie.jp/cycle/100080/jyourei/sanpai/index.htm>

北海道循環型社会形成の推進に関する条例（仮称）の制定に向けた検討

北海道は、ごみのリサイクル推進に向け「循環型社会形成の推進に関する条例（仮称案）」の制定を目指し、既に骨子（案）を公開し、これに対する意見募集を終えています。

骨子（案）では、「道外において産業廃棄物を生ずる道外排出事業者及び中間処理業者（以下の搬入事前協議等「道外排出事業者等」という。）は、道外において生じた産業廃棄物を道内に搬入して処理又は利用をしようとする場合には、あらかじめ知事と協議すること。知事は、協

議を受けたときは、内容を審査し、道外排出事業者等及び道外排出事業者等が搬入する道外産業廃棄物の処理又は利用を行おうとする者に対し、必要な措置を講ずること。道外排出事業者等は、搬入状況について、知事に報告すること。道外排出事業者等は、搬入状況について、知事に報告すること。」また、これらの措置の実効性を担保するため、罰金を科す方向が示されています。

http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/top_page/ikenbosyuu.htm

東京23区の特別区長会 清掃工場を区内に持たない区が負担金を支払う仕組みで合意

東京23区の区長でつくる特別区長会は、可燃ごみの処理を他の区に委託する区と受け入れている区との負担の不公平の是正について検討してきましたが、可燃ごみの処理を他の区に委託する場合に負担金を支払う仕組みを設けることで合意しました。

一定量以上のごみについて1トン当たり1500円を負担し、区外のごみを受け入れる区の負担感を是正する。導入時期や負担金の支払い方法は今後、副区長会で詰めることとなっています。

合意内容によると、共通の基準を設け、各区が排出する一定量以上のごみについて、1トンあたり年間1500円を負担することとなりました。06年度の実績を元に試算すると、清掃工場を持たない6区だけでなく、自前の工場だけでは処理しきれない8区がそれぞれ負担金を支払うこととなります。

特別区長会

http://www.tokyo23city-kuchokai.jp/gaiyo/anken_20.html

北海道経済産業局が『北海道第1次産業由来副産物・廃棄物利活用GUIDE 2008』を発刊

本書は「第1次産業由来の副産物や廃棄物（農林水産業のほかに食品加工業からの副産物・廃棄物を含む）」の利活用を促す情報を取りまとめたものです。道内の農業・漁業・食品加工業における副産物・廃棄物の排出傾向を整理し、ユニークな利活用製品やサービスを製造・販売する企業等20件の情報を事例集として掲載したほか、道内研究機関

が持つ利活用シーズを98件収録するなど、付加価値の高い利活用に向けた情報を豊富に紹介しています。同ガイドは無料です。希望者は郵送を申し込んで下さい。PDFファイルをダウンロードすることもできます。

<http://www.hkd.meti.go.jp/hokni/guide08/index.htm>

3R実施状況

一般廃棄物の排出及び処理状況等(平成18年度実績)
環境省は、平成18年度における全国の一般廃棄物(ごみ及びし尿)の排出及び処理状況等に関する状況について調査結果を公表しました。

これによると、ごみ総排出量は、5,202万トンで前年度 5,273万トンに比べ1.3%減となりました。総資源化量(再生利用量)は、1,021万トンで前年度(1,003万トン)に比べ1.8%増加しました。一方、最終処分量は680万トンで、前年度(733万トン)に比べ7.2%減少しました。

残余容量は平成10年度以降8年間続けて減少していますが、最終処分量が減少していることから、残余年数は増加しています。
<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=9789>

郵便局に使用済みインクカートリッジ回収箱

家庭用プリンタの普及に伴い、増大する使用済みインクカートリッジの再資源化は、プリンタを供給する企業の社会的責任として取り組まなければならない課題となっており、各企業とも独自の回収ルートの整備に取り組んでいます。

プリンタを供給する6社が共同でインクカートリッジの「里帰りプロジェクト」を企画。きめ細かい店舗網を持つ郵便局に回収箱を設置することにしました。回収後に仕分け作業所に集めて分別し、各社ごとに各企業の作業所に配送する作業を、これらの企業から委託を受けて日本郵政グループが担当します。

平成20年4月8日より全国の主要な郵便局(3,638局)に、家庭用プリンタの使用済みインクカートリッジの「共同回収箱」が設置されました。

日本郵便事業(株)HP
<http://www.post.japanpost.jp/about/recycle/cartridge.html>
<共同回収実施企業>

ブラザー工業株式会社/ブラザー販売株式会社(以下ブラザー)キヤノン株式会社/キヤノンマーケティングジャパン株式会社(以下キヤノン)デル株式会社(以下デル)セイコーエプソン株式会社/エプソン販売株式会社(以下エプソン)日本ヒューレット・パッカード株式会社(以下日本HP)レックスマークインターナショナル株式会社(以下レックスマーク)

名古屋市が「容器包装以外のプラスチック処理の検討」を開始

名古屋市は、4月25日、「容器包装以外のプラスチック処理検討会」の初会合を開き、家庭から出る容器包装以外のプラスチックの新たな処理方法について検討を始めました。

現状では、バケツやおもちゃなどのプラスチックは不燃ゴミとして回収し、焼却や埋め立て処理されていますが、今後の方向性を検討するものです。

<http://www.city.nagoya.jp/shisei/jyoho/jyoho/suishin/kaigikoukai/kaigikeka/nagoya00054243.html>

都市ガス各社、4月からバイオガス購入を開始

都市ガス業界では2010年度までに原油換算で22万キロリットル分のバイオガス利用を努力目標として打ち出していますが、東京ガス、大阪ガス、東邦ガスの3社は、食品工場や下水処理場などで発生するバイオガスをガス導管へ受け入れるための「バイオガス購入要領」をそれぞれ公表し、受入を開始しました。

バイオガス購入を依頼する事業者が導管受け入れに必要な設備を負担するほか、熱量などの性状や圧力を都市ガスと同じ状態にする必要があります。

自社導管網に受け入れることで、利用を拡大するのが狙い。都市ガスへの売却が可能となれば、より大型のバイオガス設備の導入が促進されることが期待されます。

東京ガスバイオガス購入要領
http://www.tokyo-gas.co.jp/ryo-kin/pdf/biogas_youryou.pdf

大阪ガスバイオガス購入要領
http://www.osakagas.co.jp/company/press/pr_2008/080328.html

東邦ガスバイオガス購入要領
<http://www.tohogas.co.jp/press/677.html>

家電リサイクル法の施行状況(引取実績)及び家電メーカー各社による家電リサイクル実績(平成19年度)が公表されました。

家電リサイクル法に基づき、平成19年度の指定引取場所における引取台数及び家電メーカー各社のリサイクル実績等について、各社ホームページ及び(財)家電製品協会のホームページに掲載されました。

法律に基づきメーカーが引き取ったエアコンなど4品目の台数は前年度比4.3%増の1,211万台でした。液晶など薄型テレビへの買い替えが進む、ブラウン管テレビの増加が目立っています。

また、引き取った家電から金属などの有価物を回収したりリサイクル率(重量比)も、エアコンが法定基準の60%に対し87%だったのをはじめ、いずれも基準を大幅に上回っています。

(財)家電製品協会
<http://www.aeha.or.jp/O2/pdf/JISSEKI19.pdf>

(単位:千台)

品目	エアコン	ブラウン管テレビ	冷蔵庫・冷凍庫	洗濯機
平成15年度 (再商品化率 %)	1,584 (81%)	3,550 (78%)	2,664 (63%)	2,662 (65%)
平成16年度 (再商品化率 %)	1,814 (82%)	3,786 (81%)	2,801 (64%)	2,813 (68%)
平成17年度 (再商品化率 %)	1,989 (84%)	3,857 (77%)	2,820 (66%)	2,952 (75%)
平成18年度 (再商品化率 %)	1,828 (86%)	4,127 (77%)	2,716 (71%)	2,943 (79%)
平成19年度 (再商品化率 %)	1,891 (87%)	4,613 (86%)	2,725 (86%)	2,884 (82%)

台数は四捨五入してあるため各欄の数値の和と合計数値が一致しない場合がある。

(単位:トン)

品目	エアコン	ブラウン管テレビ	冷蔵庫・冷凍庫	洗濯機
鉄	19年度 23,729 18年度 23,910	13,881 11,620	68,435 67,042	40,755 39,857
銅	19年度 5,076 18年度 5,031	4,951 4,456	1,994 1,722	1,240 1,050
アルミニウム	19年度 8,634 18年度 2,023	73 85	325 268	612 544
非鉄・鉄など混合物	19年度 24,453 18年度 30,275	1,199 892	20,188 20,312	12,915 14,018
ブラウン管ガラス	19年度 — 18年度 —	68,269 52,394	— —	— —
その他の有価物	19年度 6,969 18年度 5,552	27,190 21,645	25,741 22,672	21,709 19,385
総重量	19年度 68,861 18年度 66,791	115,563 91,092	116,683 112,106	77,231 74,854

* 値は全て小数点以下を切捨て

* 「その他の有価物」とは、プラスチック等である。

国内最大規模のバイオマス発電設備稼働開始(5月29日)

三井造船株式会社の子会社である市原グリーン電力株式会社は、千葉県市原市にバイオマス発電設備稼働を建設、稼働を開始しました。

燃料は、関東地区で発生する建築廃材から製造される木材チップや紙・廃プラ固形燃料(RPF)を使います。燃料となる木材チップ・RPF(供給量は年間約25万トン)を、新エネルギー供給株式会社(東京都中央区、社長:都築宗政氏)から受け入れ、同社と三井造船が設立した循環資源株式会社(東京都中央区、社長:彦坂武功氏)が供給管理を行い、必要に応じて一時保管後、タイムリーに発電所に納入します。発電設備は、三井造船の循環型流動層ボイラーを使い、蒸気タービンにより発電し、発電した電力から所内使用電力を除いた全量を東京電力(株)へ売電します。

<http://www.mes.co.jp/press/2008/20080529.html>

自動車リサイクル 2015年度基準に4社到達

自動車リサイクル法(「使用済自動車の再資源化等に関する法律」)第27条2項及び施行規則第29条に基づく平成19年度(2007年度)再資源化の状況報告が各社から発表されています。

これによれば、シュレッダーダスト(ASR)の2007年度の再資源化率は、各社とも2015年度の法定目標である「70%以上」を超過ないし、あるいは、それに近い水準に到達しています。

【法定目標】

30%以上(2005年度~2009年度)

50%以上(2010年度~2014年度)

70%以上(2015年度~)

硫酸ピッチの不適正処理の状況(平成18年度)について (3月31日)

平成18年度に確認された硫酸ピッチの不法投棄又は不適正保管等(以下「不適正処理」という。)の状況について、都道府県及び政令市の協力を得て取りまとめた結果の概要は次のとおりです。

- (1)平成18年度に確認された硫酸ピッチの不適正処理は、件数で14件、量で1,709本(ドラム缶換算本数。以下同じ。)でした。
- (2)平成11年度から平成18年度までに確認された硫酸ピッチの不適正処理の累計は、件数で273件、量で69,501本であり、うち235件、55,832本については処理済みです。
- (3)硫酸ピッチの不適正処理は、件数、量ともに、減少傾向にあります。

●硫酸ピッチの不適正処理 (量はドラム缶換算本数)	処理済事案				未処理事案		
	発見年度	件数	不適正処理量(本)	件数	処理済量(本)	件数	未処理量(本)
12年度以前	13	2461	13	2,461	0	0	0
13年度	34	5,626	32	4,497	2	885	244
14年度	38	17,553	30	12,232	8	2,472	2,905
15年度	81	28,339	71	25,648	10	2,174	561
16年度	62	9,509	54	8,532	8	723	298
17年度	31	4,304	25	1,824	6	1,748	732
18年度	14	1,709	10	638	4	1,027	44

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=9556>

平成19年の廃棄物処理法に基づく廃棄物の輸出確認及び輸入許可の状況

環境省では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という。)に基づく廃棄物の輸出入の実施状況の平成19年実績を公表しました。

平成19年に、廃棄物処理法に規定する手続を経て実際に我が国から輸出された廃棄物の量は600,686トンでありすべて韓国でのセメント原料としての利用目的でした。

また、我が国に輸入された廃棄物の量は282トンで、フィリピン、タイ、台湾から資源回収目的の輸入でした。

●平成19年における廃棄物の輸入の内容	対象物	相手国	輸入目的	報告重量(トン)	許可重量(トン)
	廃乾電池(金属くず、汚泥)	台湾	資源回収	53.3	*600
使用済み感光体ドラム(金属くず)	タイ	資源回収		6	
廃蛍光灯	フィリピン	資源回収	9.2	10	
廃乾電池(金属くず、汚泥)	台湾	資源回収	220	1,440	
廃乾電池(金属くず、汚泥)	台湾	資源回収		1,000	
廃乾電池(金属くず、汚泥)	台湾	資源回収		1,000	
廃蛍光灯	フィリピン	資源回収		5	
総量			282	3,461	

(注)実際の輸入が平成19年中に行われたものを本表に掲載。

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=9637>

PCB特別措置法に基づくPCB廃棄物の保管等の届出の全国集計結果について(3月31日)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(PCB特別措置法)に基づきPCB廃棄物を保管する事業者から都道府県等に対して届出された、平成17年3月31日現在のPCB廃棄物の保管等の状況は次表の通りとなっています。

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=9539>

廃棄物の種類	保管事業所数	保管量
高圧トランス	3,684	20,731台
高圧コンデンサ	48,691	259,500台
低圧トランス	548	36,114台
低圧コンデンサ	3,748	1,955,864台
柱上トランス	200	2,252,756台
安定器	13,846	5,740,284個
PCB	230	56ト
PCBを含む油	1,447	179,510ト
感圧複写紙	401	655ト
ウエス	1,101	339ト
汚泥	215	34,080ト
その他の機器等	2,575	121,852台

平成19年の特定有害廃棄物の輸出入実績等

～輸出入が急増 大半が韓国向け 鉛バッテリー～

環境省と経済産業省はバーゼル法に規定する手続を経て実際に我が国から輸出された「特定有害廃棄物等の平成19年実績」を公表しました。

表のとおり、輸出入量は、前年に比べ急増していますが、大半が韓国向けの鉛スクラップ(鉛蓄電池)となっています。

その他の品目はハンダのくず、鉛灰、ニッケルスラッジ等であり、いずれも金属回収を目的とするものでした。

	輸出入量	輸入量
平成17年	6,766トン	5,405トン
平成18年	17,357トン	4,314トン
平成19年	48,788トン	6,123トン

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=9638>

お知らせ

展示パネル「こんな製品もリサイクルされる! 身近なリサイクル製品」の貸出しについて

当センターでは、競輪の補助金を受けて、「こんな製品もリサイクルされる! 身近なリサイクル製品」など12枚の展示用パネルを制作いたしました。内容は、市町村が資源ごみとして回収していない製品を主に題材として取り上げて、「使用済み製品をどこに出しますか? (回収・リサイクルのさまざま)」と「よみがえる再生資源」の2部構成になっており、身の回りのものを題材にわかりやすく説明していますので、小学校高学年の環境学習から社員研修まで幅広く利用できます。詳しくは、当センターホームページ>CJCの制作物>パネルをご覧ください。

<http://www.cjc.or.jp/index.php>

3R関連資料・閲覧サービスのご案内

当センター内にある環境リサイクル情報センターでは、3R(リデュース・リユース・リサイクル)に関する資料の閲覧サービスを行っています。一般には入手困難な当該分野の専門資料を多数保有しております。また、閲覧室には情報検索システムが用意されており、多数の保有資料の中から調べたい情報を検索することができます(当センター賛助会員の方はインターネットを通じて本システムを利用することができます)。どなたでもご利用になれますので、リサイクルや環境ビジネスに関する情報収集に是非ご利用下さい。

【利用時間】午前9:45～12:00、午後1:00～5:00

(土・日・祝祭日・年末年始は休館)

CJC-BW定期配信のお知らせ

インターネットに代表されるIT技術の進展に伴い、多くの情報が自宅やオフィスにないながら入手できるようになりました。一方で、あふれかえる情報の中から真に重要な情報を抽出することは容易ではありません。

このため、当センターにおきましては、氾濫する情報の中から廃棄物処理・再資源化を促進する上で重要と考えられる情報(主として行政・政策動向)を抽出・整理し、賛助会員の皆様により隔週ごとにCJCバイウィークリー(CJC-BW)として配信しています。

賛助会員の皆様には賛助会員コーナー(<http://202.229.77.29/%7Ecjc/>)より配信登録いただけますので、是非ご登録いただき、ご利用いただけますようご案内します。

クリーン・ジャパン・ニュースレター No.22

【発行】財団法人クリーン・ジャパン・センター

〒107-0052 東京都港区赤坂1丁目9番20号 第16興和ビル北館6階
<http://www.cjc.or.jp/>

電話: 03-6229-1031 FAX: 03-6229-1243

【発行日】2008年6月

(本紙は古紙配合率100%、白色度70%の再生紙を使用しています。)(禁無断転載)